平成３０年第４回　飯塚市議会会議録第３号

　平成３０年１２月１１日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第５日　　１２月１１日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の順に行います。１３番　守光博正議員に発言を許します。１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　公明党の守光です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、「災害時等における感染症対策について」をお聞きしたいと思いますので、執行部の皆様におかれましては、的確なご答弁をよろしくお願いいたします。さて、近年の災害は地震だけではなく、今までにない大規模な豪雨による水害がふえつつあります。ここ飯塚市においても、本年の７月に起きた豪雨災害は記憶に新しいと思います。私自身、水害発生時には、現場に駆けつけて生の声をお聞きし、本市で対応できないことについては県や国会議員と連携をとり、一緒に現地を見ていただき、速やかな対応を要望してきました。その中で気になったことは、避難所での長期生活をやむなくされている方々の衛生上の問題です。災害の種類を問わず、多くの人が共同生活をする避難所では衛生状態が悪化しやすく、たびたび感染症の流行が起きています。あの東日本大震災では、避難所生活で体力が低下する震災１週間後から感染症、特に高齢者の肺炎がふえたとの指摘もあり、中長期的に十分な注意が必要だとされております。

そこでまずお聞きしたいのが、災害時における避難所において、流行が考えられる感染症はどのようなものがあるのか。主なもので結構ですので、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　国立感染症研究所の感染症疫学センターがまとめました、平成３０年７月豪雨に関する感染症の関連情報によりますと、避難所の過密状態に伴う感染症としましては、急性呼吸器感染症、インフルエンザ、結核等がございまして、水や食品から伴う感染症といたしましては、感染性胃腸炎、急性下痢症等となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁にあるように、感染症は、悪い衛生環境の中では水や食品から感染が広がる傾向が報告されております。その対策としては、トイレの使用後、調理前、食事前、避難所に出入りする際の個人の衛生対策強化に加えて、避難所等における食品衛生管理の強化、トイレの衛生状態の保持が重要であると思われます。

では次に、過去に本市の避難所において、感染症の事例はあったのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　合併後の情報になりますけれども、本市での避難所におけます感染症の事例については、報告をされておりません。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　部長の今の答弁ですと、飯塚市ではないということでありますが、全国的に見て、過去の大きな災害等において、避難所での感染症対策に関する事例はあるのか、あればお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　全国的な事例で申しますと、熊本地震発災から約１週間が経過したころに、南阿蘇村の避難所でノロウイルスによる感染性胃腸炎が流行し、対策がなされたというふうに聞いております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　２０１６年４月に発生した熊本地震では、今の部長のご答弁のとおり、ノロウイルスによる感染症及び高齢者の肺炎が発症しております。先ほども述べましたが、災害時の衛生環境悪化がもたらす感染症は非常に怖いものがあります。避難所生活が長引けば、体力の低下からさらなる感染症の発生が懸念され、本年の７月に発生した豪雨災害では、尋常ではない暑さもあり、そのことも暑さでの感染症発生の１つの要因になり得るとも考えられることから、それを防ぐためにも、私としては避難所でエアコンを設置すべきだと考えますが、本市ではどのようになっているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　本市の避難所の中には、各地区の交流センターや福祉総合センター等、エアコンが設置されている施設もございますが、学校等の体育館等につきましてはエアコンが設置されていない状況です。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では現在、エアコンが設置されていない避難所についての対策はどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難生活が長引いた場合、疲れやストレスが原因で体調を崩される避難者が出てこられることが予想されます。体調に関しましては、温度や湿度等の住環境の影響も考えられるところでございます。エアコンが設置されていない、先ほどの避難所につきましては、避難生活の長期化が見込まれる場合、環境のよい避難所へ移っていただくこと等で対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁ですと、環境のよい避難所へ移っていただくということですね。部長、答弁で言われましたけれども。確かに、これまでの本市の災害等では、部長が言われる対応で、これまでは十分であったかもしれませんが、万が一にも、東日本大震災や熊本地震、また、広島や倉敷等で起きました大規模な豪雨災害が発生すれば、現状の対応では不十分だと私は考えております。全国的に見ても、年々雨の降り方というか、人間の想像をはるかに超えているというか、その傾向があらわれております。特に、１時間に降る雨の量がすさまじいというか、そういう傾向が年々、起こってきているような状態であります。

そこで現在、エアコン等が設置されていない第一体育館及び小中学校の体育館にも、大規模な災害時には避難される方は多くなるのではないかと予想されます。国の方針で、小中学校の各教室には、来年度夏までにはエアコンが設置されると聞いておりますので、これは提案、要望も含めてですけれども、この際、体育館にもエアコンが設置されるように、国へ、市として要望していただくことをここではお願いしておきたいと思います。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンについて、お聞きしたいと思います。先ほども述べたとおり、避難所生活が長引けば感染症の発症が懸念されます。これらの感染症の影響を受けやすいのは子どもや高齢者だと私は思います。先ほど、避難所での感染症の事例の中でもありましたが、風邪やインフルエンザ等の呼吸器感染は、長期避難所においては衛生状態が悪化し、蔓延しやすくなるので、症状が悪化すると肺炎を引き起こす要因となります。肺炎は日本人の死亡原因の第３位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢者になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い、年々肺炎による死亡者数も増加しております。中でも、肺炎において最も多いのが「肺炎球菌性肺炎」であり、肺炎には高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が有効だと考えられています。そこでお聞きしたいと思いますが、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の方策について、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　肺炎球菌ワクチンの接種の制度でございます。国の方針におきまして、平成２６年１０月１日から毎年、当該年度において６５歳となる高齢者及び６０歳以上６５歳未満の方で特定の疾患のある方を対象に開始をされております。また、あわせまして、経過措置としまして７０歳以上１００歳までの５歳刻みの高齢者も対象となっておりまして、現在、高齢者が５年の間に全員が接種できるようなシステムとなっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今の部長の答弁ですね、国の取り組みである定期接種制度は６５歳全員の接種を目指し、平成２６年度から５年間を経過措置期間として、６５歳以上全員に定期接種対象者となる機会を設けたということで、６５歳から１００歳までの５歳刻みの年齢になる方で生涯に１回だけ制度を活用した接種が可能であります。そこで、本市での高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の現状をお知らせください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　制度設立以来の過去の接種の状況をご報告させていただきます。平成２６年度対象者８６２３人に対し、被接種者３７３９人、接種率４３．４％。２７年度が対象者８００１人で、被接種者３２２５人、接種率４０．３％。２８年が対象者８０２０人、被接種者３７４１人で、接種率４６．７％。平成２９年度が８８８５人で、被接種者３９４０人で、接種率が４４．３％となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁だと、平成２６年度から４年間で３万３５２９人が対象者で、そのうち１万４６４５人の方が接種されたとのことですが、本年度の３０年を含めると、飯塚市の場合、現在どれほどの未接種者数がいると推測されるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成３０年度見込みの数字でございますと同時に、平成２９年度以前に接種された方の自然の死亡、住民票の移動等で、その後の移動はございますけれども、平成２６年度から平成３０年度までにおけます未接種者を単純に計算いたしますと、２万３８００人の方が未接種者であるというような形になります。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　それでは、本市としては、接種者が半分にも現在満たないような現状の中、接種率アップに向けて、この約５年間の間、どのような取り組みをなされてきたのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ご質問の接種率のアップについてでございますけれども、現在、各年度初めに、対象者に対しまして個別の通知を発送して、定期接種の勧奨をいたしております。あわせまして、ホームページの掲載を初め、市報を利用して３回ほどの勧奨を、お知らせをいたしております。

高齢者肺炎球菌の予防接種は、５年以内に再接種をしますと副作用が強く出る、大変危険であるとされておりますことから、本年度より、高齢者の２度目の接種を防ぐために、通知を接種券に変更し、この接種券がなければ病院で接種ができない体制をとっております。接種率のアップのために、年度内に未接種者の方を対象に勧奨通知をしてはどうかと検討いたしましたが、今言いますような心配から、対象者が混乱するのではないかという理由で、再勧奨の通知を発送しかねているというのが現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁の中で、接種率アップのために年度内に未接種の方を対象に勧奨通知をしてはどうかとの検討をいたしましたが、対象者が混乱するのではとの理由で再勧奨通知の発送をいたしかねているというのが現状でありますと言われましたが、私は、接種をしようと思っていた方が忘れてしまった、機会を逃してしまったといった方を１人でも減らすことが住民サービスの観点からも重要であると考えます。そこで、本市以外の近隣を含む他市の取り組みで把握していることがありましたらお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　近隣の９市町に電話で確認しました現状でございますけれども、近隣では嘉麻市におきまして、２月ごろに未接種者を対象に、はがきによる再勧奨通知を発送しているというご回答でございました。

また、ネットで調べました範囲でございますけれども、愛媛県の今治市におきましても、未接種者を対象に再勧奨通知を発送して、接種率のアップを図っているというような状況までは把握いたしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁にありましたように、お隣の嘉麻市では再勧奨通知を出す取り組みをされております。今後の参考までに埼玉県川越市での取り組みを紹介させていただきます。川越市では、接種率向上の試行錯誤の結果、最初に、希望者は３月３１日までに受けてくださいと期限を明記し、あなたが定期接種の対象者になって助成を受けられるのは今年度のみ、生涯１回です。そして、この機会を逃すと定期接種として受けることができません、と言ったわかりやすい表現を用いて、通知、受診票を送られたようです。さらに高齢者は、「今年度」といった、私たち、というか行政の仕事をしている、平成３０年度は「年明けの３月まで」と自分たちはわかりますが、高齢者の方は「１２月まで」と受けとめる方も多いことから、それであえて「３月３１日まで」という表現をされ、相手の目線に合わせた簡潔で具体的な情報提供で、これまで接種率をアップされてきたとのことです。ちなみに、平成２６年度は３６．７％であったのが、平成２８年度には５２．８％までアップしております。本市も、本年度の接種期間も残り４カ月を切りましたが、より一層の対策がなされることを、重ねて要望をいたします。来年の３月３１日までということでありますので、よろしくお願いいたします。

国はこの経過措置を今年度になくし、平成３１年度からは、６５歳に到達する方と６０歳以上６５歳未満の方で特定の疾患のある方のみとする予定です。そこで、先ほどの接種率を見ると、本市では毎年、おおむね対象者の半数以上が定期接種を受けなかったということになります。この方々が今後接種するには、全額を自己負担することとなると思うのですが、自己負担額はどれぐらいになりますか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　まず現状でございますけれども、生活保護所帯や住民税非課税世帯につきましては全額免除となりますけれども、現在の定期接種の自己負担につきましては２４００円となっております。これが定期予防接種ではなく任意の接種になりますと、おのおのの医療機関で設定されております金額を自己負担していただくことになりますけれども、現在の定期予防接種の単価は７９９５円でございますので、おおむね８千円前後というふうに推測をいたします。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、この予防接種の市の負担額は現在どれくらいなのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種には、先ほども言いますように自己負担がございます。この自己負担を除いた、市費ベースでの平成２９年度歳出の予防接種費用のみの数字でお答えをさせていただきますと、被接種者が減免の方も含めまして３９４０件、金額にしまして２５９８万５千円ほどとなります。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、未接種の方々の救済措置を、市として実施すればどれくらいの負担となるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成２６年度から平成３０年度までの未接種者が、仮に全て１００％接種するものとし、うち減免の方が３０％おられるというような形で想定をしますと、歳出を含めますと合計で、未接種者の推計が先ほど説明しました２万３８００人でございますので、金額にして１億５０１０万８千円ほどになると推定をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　それでは、同じく未接種者の方々の救済措置として、現在と同様の制度を市として継続する場合、単年度の負担額はどれくらいになるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　現制度をもちまして、５年間で、６５歳以上で５歳刻みの方を対象にしていくと仮定した場合でございますけれども、来年度、平成３１年度に６５歳となった方、及び、平成２６年度の未接種者の方が対象となるというふうな想定で、先ほどの想定と一緒で、減免の方が３０％、未接種者の方が１００％接種するものと仮定した場合で、市の負担額につきましては、先ほど１億５千万円と言いましたけれども、その５分の１ほどの金額になりますので、約３０８４万２千円ほどと推定をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　その分でちょっと３つぐらい、確認を含めてちょっと質問したいと思うんですけれども。仮にこれまでずっと肺炎球菌の高齢者の分で質問しておりますけれども、長期にわたり療養を必要とする疾病により、対象接種期間に接種できなかった場合、その方の定期接種の機会の確保はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　予防接種の対象者であって、当該予防接種の対象者であった間に白血病等の重篤疾病にかかっていたこと等、特別な事業があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる方につきましては、当該特別事情がなくなった日から起算して、この肺炎球菌ワクチンの場合は、その日から起算して１年を経過する日までの間に、予防接種を受ける対象となることができます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、本市ではそのような対象者はこれまで、この約５年間、おられたのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　今、説明しました接種者の対象は、過去の平成２６年度以降にはございませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　その予防接種後に主に副反応が出た際の救済制度は現在あるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ご質問の接種後の副作用のご心配ですけれども、定期接種により重い副反応が出た場合は、飯塚市の予防接種健康被害調査委員会を設置しまして、速やかに国、所管の厚生労働省へ報告をいたします。報告後、国のほうで当該予防接種による要因であると認められた場合につきましては救済されることとなっております。ただ、任意接種や定期接種後の各自の任意接種で、いわゆる二重接種によりこのような重い副作用が出た場合につきましては、定期接種による副作用と認められておりませんで、国ではなく独立行政法人医薬品医療機器総合機構という機構がございますけれども、この部署へ申請していただいて、そこで認められた場合についてのみ救済の対象となるという制度となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ぜひとも、先ほども本市では予防接種を受けなかった方というか、そういうあれがいらっしゃらないということでしたけれども、しっかり、そういう特例的な対策がありますので、そこら辺あたりの、もしそういう方がおられましたら今後、しっかり通知のほうを、お知らせとかを含めてやっていただきたいと思います。肺炎球菌ポリサッカライドワクチン作業チームの報告書によりますと、医療費に関しては、ワクチン投与によって肺炎の外来医療費、入院医療費が減ることにより、接種率１００％の場合、各年齢１人当たり１２万円から３３万円削減できることが示され、具体的に言いますと、６５歳では４８７０億円、７０歳では３４３８億円、７５歳では４１８８億円、８０歳では２１００億円、８５歳では７０５億円、これは国の計算でありますけれども、このことからも、例えば毎年６５歳の方全員へのワクチン接種を行い、ワクチン接種の効果が５年間持続すると仮定すると、１年間でのワクチン導入コストが約１４４億円発生する一方、肺炎関連の医療費が５２５９億円削減され、保険医療費全体では１年当たり、約５２５９億円引く１４４億円ですので、５１１５億円医療費が削減されるものと、この報告では上がっております。このことを考えるならば、予防接種は効果的であると私は考えております。そこで、次年度以降も未接種の方にこれまでどおり接種できるようにすべきではないかと思いますが、市の見解をお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほど質問者も言われましたとおり、平成３１年度の、次年度からでございますけれども、国におきましては原則でございます、当該年度に６５歳に到達した方、及び、６０歳以上６５歳未満の方で、特定疾病のある方を対象とするという予定でございます。未接種者も多いことから、その対応を現在検討中ということを聞き及んでおります。本市としましては、現時点では国の方針に従い、同様の考え方で進めていこうというところでございますけれども、今後、国の動向及び他市の状況を見極めながら判断していきたいと考えております。

また、先ほど１つの例として、広報の手法についてご提案いただきましたけれども、今、議員の言われますご提案も参考にしながら、啓発の手法につきましてはできるだけ多くの方に接種できる、する姿勢を促すような広報の手法というのは今後検討する必要性がございますので、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ぜひ、対象者に対する丁寧な取り組みをよろしくお願いしたいと思います。再度、片峯市長にお聞きしたいと思います。先ほども述べましたとおり、医療費の削減に大きくつながるこの取り組みを、もちろん部長答弁のとおり、国の動向を見極めることも大事でありますが、健幸都市いいづかを目指される市長の考えを最後にお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　質問者、るる細かくご指摘の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、感染症予防のために有効な接種であるということは私も認識しておりますし、よって、より多くの高齢者の皆さんにぜひ接種していただきたいと思っております。ただ、これもやりとりの中で、質問者、それから担当者のほうで確認しておりましたとおり、重複接種での副作用等もありますので、より慎重に、未接種者への勧奨の仕方も、工夫を今後していきたいと思っております。まずは、飯塚市は高齢者が大切にされるまちであってほしい。次に、高齢者が活躍できるまちであってほしい。そして、その延長線上に、質問者も数値でお示しになりましたとおり、医療費や介護費、これは市民の負担にもつながってきますので、その軽減にもやがてつながるような仕組みを今後さらにつくっていく必要があると思っておりますので、本日ご指摘がありました予防接種、それから健康診断時における検査項目等、総合的に今後検討していく必要があると考えております。国の方針も随時出てくるようにもなっておりますし、その動向も見極めながら前向きに判断していきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　よろしくお願いいたします。今回、災害時の避難所での感染症対策や肺炎球菌ワクチンについて幾つかの視点から質問をさせていただきましたが、それは私自身とても重要で、継続的にやり続けることが今後の、また、飯塚市の未来につながることだと考えたからであります。災害を未然に防ぐことは非常に難しいし、肺炎に絶対ならないようにすることも難しいと思います。しかし、平時の取り組み次第では最小限にすることは可能だと考えております。それが予防だと思います。最後になりますが、小中学校の体育館へのエアコン設置と高齢者の肺炎球菌予防接種の継続を強く要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３２分　休憩

午前１０時４５分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。２５番　勝田　靖議員に発言を許します。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　質問通告に従い、一般質問を行います。今回は、平成２８年３月議会の一般質問で行いました教職員の超過勤務の縮減に向けての延長になるかと思います。最初に、「教職員の超過勤務の現状について」２、３、お尋ねいたします。文部科学省が平成２８年から２カ年にわたって教員勤務実態調査を実施し、その結果を公表したと思います。そこで、教員勤務実態調査は何のために実施されたのかをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　文部科学省が平成２８年度から２カ年にわたって実施いたしました教員勤務実態調査につきましては、教職員指導体制の充実、チーム学校の推進、学校の業務改善の推進等の教育施策について、これらが教員の勤務実態に与える量的、質的な影響を明らかにし、教育施策の推進に必要な基礎データを得るために、実証研究の一つとして、教員を対象に実施されたものでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　ありがとうございます。今の答弁を、私なりのわかりやすい捉え方で言うとするならば、ここ十数年で学校の抱える課題が多種多様化し、さらに複雑化した結果、生徒指導上の課題や障がいにより特別な支援を要する児童生徒の爆発的な増加。そして国際化が進み、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加、そういったことも、教員の超過勤務に拍車をかけ、超多忙化の勤務実態ができ上がったという事実。そして、その改善策を得るデータの一つが、今回の教員勤務実態調査ではなかったかと思います。では、この教員勤務実態調査の結果から、１０年前にも同じような調査があったわけですが、その結果と比較した場合、どのようなことが明確になったでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成２９年度調査につきましては、文部科学省の分析結果がまだ出ておりませんので、平成１８年度と２８年度の調査結果を比較いたしますと、教員の年齢構成におきましては、３０歳以下の若年教員の割合が大きく伸び、中堅職員の割合が大幅に減少しております。また、平日、土曜日、日曜日の学内勤務時間が職種別に関係なく増加しており、小学校教諭におきましては、１日当たり平日で４３分、土日では４９分、また中学校におきましては、平日に３２分、土日で１時間４９分の勤務時間増という結果が公表されております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

今、答弁された平日、土曜、日曜の学内勤務時間は職種別に関係なく増加しているということでしたけれど、私の調べた限りでは、職種に関係なく勤務時間が増加しているのは、１週間当たりの学内総勤務時間ではなかったでしょうか。特に平日の勤務時間においては、小学校では管理職と教諭が、中学校では教諭の勤務時間の増加幅が大という、そういうふうな結果になっていたものと私は思います。資料をもう一度、再度見直していただければと思います。

次に、私は平成２８年３月議会の折りに教職員の超過勤務の縮減に向けて、市教委の取り組みについて一般質問を行ったわけですが、その際、当時の教育部長は、取り組みの具体的な内容として、月２回の定時退校日、公務分掌の校内組織等の見直し、ＩＣＴ機器等の活用による業務の効率化、会議時間の回数の見直し、部活動休業日等を設定し取り組んでいますといった回答をされていました。では、それ以降、新たな取り組みや超過勤務の改善された取り組み等について、あれば具体的に説明していただけますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教育委員会といたしましては、平成２８年度の３月議会で回答いたしました取り組みを確実に進めているところでございます。特にＩＣＴ機器の活用による業務効率化の事例といたしましては、グループウエアの掲示板機能を使って、会議の簡略化や資料等の事前配布を行い、会議の時間短縮を図っている学校も多く、そのような取り組みを校長会議等で紹介をしております。また、教材研究の一助となるよう各学校の授業の実践データを市教育研究所で集約いたしまして、各自のパソコンから取り出せるようにしております。また、超過勤務の一方途として、教職員の働き方改革の視点から、本年度、夏季休業期間中には、３日間の学校閉庁日を設けました。さらには、教員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、職場環境の改善を通して、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することが重要と考え、市内全教職員を対象にストレスチェックテストを行っております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　ただいまの部長答弁では、確実に取り組んできたという自己評価になりますよね。しかし実際には、飯塚市内の教育現場の超過勤務の状況の改善には至っていないというのが現実のような気がします。また部長答弁の中に、教職員の働き方改革の視点という言葉が出ましたが、この点については、後で自分の考えを述べさせていただくことにします。そこで、飯塚市教育委員会のほうで、この実態調査に類似した調査もしくは独自の教員勤務実態調査等を行ったことはありますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　毎年７月に行っております学力向上や公務運営に関する校長ヒアリングの際に、超過勤務の削減に関する取り組みについても聞き取りを行っております。また、福岡県教育委員会による一部の教員を抽出した調査を行ったことはございますが、飯塚市独自で調査を行っておりません。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

飯塚市独自の調査は行っていないが、校長のヒアリングの際に、勤務削減に向けての取り組みをお伺いしたということなんですが、厚労省は来年の４月ごろには働き方改革関連法案等を施行する予定になっているようですが、それに伴い文科省も中央教育審議会初等中等教育分科会、学校における働き方改革特別部会から、学校における働き方改革に係る緊急提言が出されていますが、これは御存じですよね。緊急提言の３つの内容があるわけですが、「１．校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方改革を進めること」、「２．全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと」、「３．国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」といった内容がまとめられてありました。これはどういうことなのかと言いますと、恐らく教師が心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒たちに接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に総合的な指導を継続的に、持続的に行うことのできる状況をつくりなさいということになるんだと思います。さらに、この特別部会では、教職員の長時間勤務を看過できない実態の改善に向けて、今できることは直ちに行うという認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにするため、今回の提言をまとめたともありました。そして、学校における働き方改革を進めるに当たっては、教職員一人一人の問題にとどめることなく、国や地方公共団体と教育関係者が強い課題意識を持って取り組みを直ちに実行していくために、この教員勤務実態調査を行ったとも書かれてありました。だから市教委としても、日ごろから本気だと思いますが、超本気になり、超過勤務改善に向けて取り組む意識が、あるいは意欲があるのであれば、独自の教員勤務実態調査は、私は必要性があると考えていますので、ぜひこれは実施していただきたいということを要望しておきます。

では、飯塚市内の各小中学校の超過勤務が、一定の改善や見直しが進み、超過勤務の減少傾向が見られるのであればいいのですが、もしそうでなければ何とかしなければならないと思うわけですね。そこで市教委は、市内各小中学校の超過勤務の現状をどう捉え、その分析はどのようにされているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校長からの聞き取り等で、超過勤務が改善されている、または減少しているといったご意見は少なく、改善には至ってないと考えております。主に時間を要しているものとして、授業の準備やテストの採点、不登校やいじめ問題に対する児童生徒指導や保護者対応等があり、中学校では部活動等もあげられます。特に新学習指導要領の実施に向けて、教師にはさらなる授業改善や教材研究等が求められている中、超過勤務によって大きなストレスを抱えたり、また自己研さんできる時間を確保できなかったりすることは、そのまま学校の教育活動全体の停滞につながりかねず、大いに危惧するところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　学校長からの聞き取り等で、超過勤務が改善されている、あるいは減少しているといったご意見は少なく、改善には至っていないと考えているようですが、これはやはり少し心配しております。別の言い方をすれば、課題等は明確に把握、整理はできていますよと。その解決策や打開策が不鮮明で悩み苦しんでいると理解してよろしいんですよね。私は義務教育で言うならば、小学校は基本的に学級担任制、中学校は教科担任制、それだけでも大きな格差があるわけですね。そこから派生する業務内容の差で言うならば、小学校の学級担任は、持ち時間の授業時数が多い、大体平均して２６から３０時間を持ちます。その上、給食の時間も配膳の準備から食事、後片づけ、さらには昼休み時間等の児童と一緒に行動することが多いときています。一方、中学校の教科担任制で言うならば、教科や学年、学級数で、１人の持ち時間数が決まります。週の持ち時間数が決定して、それ以外の空き時間は何をしているかと言いますと、生徒指導、進路指導、補習指導、そして、土日は集中的に部活動、その結果、授業準備すらできないくらい多忙な状況がそこには発生しております。こうした小中の勤務実態から生じる、明らかに改善する必要性のある業務等が、私は見えてくると思うんですね。さらに、それらの業務内容を基本的には学校以外、例えば地方公共団体だとか、教育委員会、保護者、あるいは地域ボランティア、そういった方々が、学校の担うべき業務だとか、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務とか、教師の業務だが負担軽減が可能な業務等、これをきれいに整理すれば何を整理すべきか、何を解決するかが明確になってくるのではないかと私は思います。やはり服務監督権者である教育委員会が強い意識を持って業務改善計画を、私は示すべきだと思うんですね、私はそう思っています。教育長、どう思われますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育長。

○教育長（西　大輔）

　今、質問者が言われるとおり、教員の勤務時間と言いますか、時間が非常に長くて、私自身も、教員の疲労、あるいは心理的負荷からくるいろんな影響を心配しているところでございます。それで今言われましたとおり、教育委員会は、ある意味指導者でございますから、教員の働き方につきまして、やっぱりこれから改善を図っていかなくてはならないというふうに強く思っています。そして、少しでも教職員の業務改善と言いますか、恐らく業務改善のほうが先決だろうと思っているんですね。そうすることによって働き方も変わってくるだろう。そしてもう一つは、教職に関するワークライフバランスと言いますか、それも考えていかなくてはならない時代だというふうに思っていますし、また学校におきましては、義務教育段階から、キャリア教育の一環でしょうが、男女共同参画社会もきておりますので、そういった意味からの指導も、これから先、必要になっているというふうに強く思っています。そうでございますから、その具体的対策としましては、教育委員会内において、そういったことを検討する部署をなんとかやりたいというふうに思っているんですが、早い段階でですね。ですからそれは、教育委員会の中だけではなくて、教職員の方とかにも入っていただいたり、学校長に入っていただいたりとか、そういうことも考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

本当にありがとうございます。教育長のそういう強い意識と方向性をお伺いしただけでも、大変展望のあるご意見だったと思いますので、ぜひ実行に移していただきたいと思っています。

次に、私が質問したいのは栄養教諭の勤務実態についてです。栄養教諭と呼ばれている人たちは、２００５年、つまり平成１７年に新たな教諭制度として創設された職種になります。そしてその３年後の２００８年、平成２０年に告示されました新学習指導要領により、食に関する教育あるいは授業等を明確に学校教育に位置づけた関係で、従来、食に関する教育は家庭科教育を中心に行われていた内容が、現在の栄養教諭に課せられた関係で、さらなる多忙化を生んだと、そういったふうに言われております。市教委も御存じのように、各小中学校には多種多様な職種で勤務している職員が存在しているわけですが、栄養教諭に課せられている業務内容とはどういったことになりますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　栄養教諭の主な業務内容といたしましては、大きく分けて２つございます。１つは学校給食管理、そしてもう１つは、食に関する指導でございます。最初の学校給食管理の主な業務内容といたしましては、献立の作成、給食食材の選定、購入のほか調理や配食、施設設備の使用方法、また食品衛生についての指導、助言等を行っております。次の食に関する指導の主な業務内容といたしましては、給食の時間や学級活動、授業の中で集団に対して行う食に関する教育指導、偏食傾向、肥満傾向、食物アレルギー等がある児童生徒に対して、食に関する指導やアドバイスを行う個別指導、学級担任や教科担任、保護者、関係機関等と連携して行う食に関する教育指導の連携、調整等がございます。そのほか、他の教諭と同じように、職員会議や各種研修会へ参加する等、教員としての職務もございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　そうなんですよね。飯塚市内の教育現場において、今最も超過勤務を継続してある職務を担っているのが私は栄養教諭ではないかと思っております。ある現場の校長さんが、「うちの栄養教諭は１２時までに帰ったことがないんですよ、とても健康面を心配しています。」といった声をお聞きしましたが、栄養教諭の方々の超過勤務の実態はどうなっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本年１０月に栄養教員に対し、超過勤務の実態等についての聞き取り調査を行っております。一月の超過勤務が数十時間を超える栄養教諭がいる一方で、ほとんど超過勤務のない栄養教諭も存在しており、これら栄養教諭が担う業務内容は、担当する食数には若干の増減はあるものの、業務内容そのものは、ほぼ同様であることを考えますと、各栄養教諭による業務への取り組み方によりまして、超過勤務の実態に大きな差は生じていると認識しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　業務の取り組み方による差が出ると答弁されましたが、聞き取り方を間違えると要領よく仕事をしている人が、しているかいないかで、その差が生じるというふうに聞こえるんですね。実際には、１人の栄養教諭の担当する児童生徒数は、学校の規模や一貫校とかでも大きな差が見られる業務実態があるんじゃないかと思うわけです。先ほどの業務内容の答弁でも言いましたけれども、かつて業務内容として組み込まれてなかった、例えば偏食傾向、肥満傾向、食物アレルギー等の児童生徒に対しての指導、あるいはアドバイス等の個別指導というものは、学級担任や保護者、関係機関と連携した食に関する教育指導、そういったものも加わってきているわけです。１人の食物アレルギーの児童生徒がいたとしたら、児童、保護者、担任、校長、少なくとも４人の方との連携や報告が生じてくるわけですね。各学校に、恐らく１人ぐらいの食物アレルギーの子どもがいるという現状ではないと思うわけです。もし今、部長が答弁されるように、業務の取り組み方で超過勤務の大きな差が出るのであれば、聞き取り方で得た情報等を超過勤務をしている栄養教諭の方だけ集まっていただき研修等を実施すれば、そして一定の改善策のもとに進めていけば、ほとんど超過勤務のない栄養教諭の仲間入りが私はできるんじゃないかと思います。でも実際に、そういうことは不可能だと思うんですけども。でもそこで、実際に栄養教諭の配置条件といいますか、児童生徒の受け持ちの授業時数や、これは学校の規模において違い等はどうなっているのか。あわせて、市内の栄養教諭の配置状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

まず市内の栄養教諭が配置状況でございますが、市内の小中学校には１１名の栄養教諭が配置されております。１１名の栄養教諭の配置基準といたしましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、５５０人以上の学校には１名を、５４９名以下の学校に関しましては、４校に１名を配置することとなっているため、その基準をもとに配置しているものでございます。このため、栄養教諭は所属校以外にも複数の学校の業務を担当することとなります。

次に、学校規模に応じた違いでございますが、先ほど申しました栄養教諭の担当業務のうち、学校給食の管理業務につきましては、学校の規模による業務の差異はほとんどないと思われますが、食に関する指導業務につきましては、児童生徒数が多くなることによりまして、アレルギー対応や食に関する教育指導等の対応数がふえることから、学校の規模によって、業務量に若干の差が生じるものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　食に関する指導については、学校の規模によって若干の差が出るというふうに答えられたんですが、実際これ、大きな差が出ると思うんですね。そこは、今一度、考えていただきたいなと思っております。実際には飯塚市内小中学校合わせて２９校あるわけですが、そこには約１万人近くの児童生徒がいるわけですね。つまり１万人近くの児童生徒の給食に関する業務と食に関する業務を担当しているというのが栄養教諭なんですよね。では実際に栄養教諭の方から、業務内容あたりの聞き取り調査等を実施したことはあるでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどの答弁と重なりますが、本年の１０月に業務内容についても、栄養教諭のほうから聞き取りの調査を実施いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　そうですか、既に実施されたということなのですね。それでは、その具体的な聞き取り内容をお答えください。また、そのときに先ほど言われていた超過勤務の差がある方とない方との比較でお答えできれば、ぜひ、そう願いたいんですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　聞き取りました内容は退勤時刻や、休日勤務、時間外勤務の状況や、１日の業務の流れと年間スケジュール等の確認、及び今後の業務の効率化についての課題や取り組み策についての聞き取りを行いました。先ほどの業務の聞き取りの調査を行いました際には、先ほど申しました学校給食の管理業務におきましては、ほとんど栄養教諭は８割から９割ほどの業務を担当しておりますので、その中で、かなり業務の内容も役割分担等で見直しましたので、なかなか他の栄養教諭がそこまで残業している状況だとかが、それぞれ理解できないような状況にあるというふうなお話もいただいたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　では、ちょっと角度を変えます。昨年、ことしの２年間で、新規採用された栄養教諭の方というのは存在しているでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成２９年度には１名の講師を採用いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　正規の栄養教諭職員ではなく、講師の方の採用ということでいいんですよね。学校現場のほうでは、新しく新規採用された先生方たちというのは、１年間にわたって指導教諭という先輩で、優れた実践力のある教員が１年間みっちり指導に当たり、教員として育成をしていくシステムがあるわけですけれども、栄養教諭の人たちについては、そういった制度は実施されているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　栄養教諭が新規採用された方への指導につきましては、学校給食管理に係る業務についての指導につきましては、研修指導員として退職した栄養教諭、もしくは飯塚市内の栄養教諭が指導に当たることとなっております。食に関する指導につきましては、所属校の食に関する指導について経験がある教諭が、また服務に関する指導につきましては、学校長または教頭が指導に当たることとなっております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　つまり、昨年採用された教師、講師の方についても、初任者教員と同様、手厚い取り組みをしながら育成してきたというふうに理解してよろしいんですね。栄養教諭の場合、かつては栄養技師と言われていたんですが、栄養技師から教諭の職名変更がなされたのですから、当然、教諭には残業しようがしまいが教職調整額の４％が給与に盛り込まれているようになるわけですね、これは何時まで勤務しようが全く増額されることはないわけです。しかし現実には、深夜遅くに至るまで残業を繰り返している栄養教諭が存在しているのは現実です、事実です。これについては、改善もしくは工夫の余地が私はあると思うんですね。市教委はどういう判断をされますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　今回、ご指摘がありました栄養教諭の超過勤務については、私どもといたしましても、大きな課題と捉えておりまして、教員の働き方の現状を踏まえ、業務の効率化につながる取り組みを進めていく必要性について認識しておりまして、このため、栄養教諭の業務軽減に関しまして、これまでも具体的な対策をとってきたところでございます。具体的には、各校の給食献立を市内で統一し、献立作成に関しては、栄養教諭を３つのグループに分け、それぞれのグループが３カ月に１回の献立をつくることへの変更。また給食実施に伴う指示書、工程表の様式の市内統一、学校給食会主催のイベントや研修内容の見直し等も行ってまいりました。今後も他市の状況等を参考にしながら、各栄養教諭等と協議を重ね、ＩＣＴの活用等を含む栄養教諭のさらなる業務軽減策につきまして、取り組みを進めていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

そうですね。さらなる取り組みをぜひ進めていただくよう強くお願いいたします。

次に、今後の教職員全体の超過勤務に対する対策についてですが、栄養教諭に限らず学校に勤務する教職員の勤務の実態はすさまじい現実があるように思えてなりません。そこで、市教委は勤怠管理という言葉があるのを御存じでしょうか。説明していただけますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　勤怠管理とは、労働基準法等の法令を守るために、雇用主が被雇用者の勤怠情報、これは始業から終業までの時刻、時間外労働、有給休暇取得の状況等になりますが、これらを適正に把握し、管理することです。正しい勤怠管理は、適正な給与の支払いにつながるだけではなく、過剰労働の早期発見や防止効果が生まれ、非雇用者の健康維持や、ひいては法令遵守にも結びつくものであると認識いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

この勤怠管理の教育現場における必要性というのは、組織的学校運営を推進するため、そして教員の勤務負担軽減のため、さらには労働法制上の責務遂行のために必要とされるものだと私は思います。市教委におきましても、十分、今後研究していただくことをここでは一応、要望をしておきます。

次に、私は少なくとも飯塚市内の２９の小中学校の教職員が、定時つまり勤務時間終了後は、せめて午後７時ぐらいまでには帰宅することが理想的だと思うわけですが、市教委の考えをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教員の働き方改革について議論する中央教育審議会の特別部会は、平成３０年１２月６日に教員の勤務時間を年単位に調整する変形労働時間制の導入を柱とする答申案をまとめております。また同審議会には、文部科学省より教員の時間外勤務の上限を原則月４５時間、年３６０時間としたガイドライン案も提示されております。このようなことからも、質問議員がおっしゃるような時間にはほとんどの職員が帰宅できることが望ましいと考えますが、現状との開きは小さくありません。今後、市教育委員会といたしましては、本市が目指す教育をさらに推進するためにも、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、行政や学校、家庭や地域との連携のあり方、また、さまざまな専門スタッフや支援人材の導入連携による業務改善の方策等について、検討していかなければならないと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　本来、法定労働時間を超えたり、法律で定められた休日に労働したりした場合は、時間外労働だとか休日労働となり、これは原則禁止なわけですよね。教育現場においては、教育職員に時間外勤務を命じることができない理由がはっきりしていると思います。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第１条により、教員の職務と勤務形態には特殊性があり、超勤４項目にしても、特別なことを除いて原則としては時間外勤務を命じることはできません。したがって、業務改善を推進していく教育委員会としても、中央教育審議会が、中間まとめの中で報告している内容等も参考にし、特に私は業務改善を進めていく初めとして、管理職を含めた全ての教職員の勤務時間の実態把握をきちんとすべきだと思います。これは先ほど述べたとおりです。次にその実態把握をきっちり分析し、これまで学校や教師が当然のように担ってきた業務の見直しを進め、整理して取り組みを進めていただきたいと思っています。ぜひ栄養教諭を含め、教職員の超過勤務についてはしっかり分析等を行い、業務内容の厳選を実施していただきたいと思っています。今まで言われてきた教員の超過勤務、つまり長時間労働については、教員自身も働き方改革を見直していく必要がありますが、一方で、教員個人の働き方のみに帰結するものではなく、教員一人一人の取り組みや姿勢のみで解決するものでもないと思います。今後、学校における働き方改革を推進していくには、各学校の校長はもちろんのこと、服務監督権者である飯塚市教育委員会、さらには給与負担者である県教育委員会等、全ての教育関係者が強い意識を持って取り組むべきことを述べて、この質問を終わりたいと思います。

　次に、「ふれあい収集について」お尋ねしたいと思います。飯塚市において、ふれあい収集といった呼称で高齢者等のごみ出し困難世帯への支援がなされているとお聞きしたんですが、どういった制度なのか説明していただけますか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　制度の概要でございますが、少子高齢化を含むさまざまな時代の変化に伴い、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない高齢者、障がい者等への対応は、本市においても喫緊の課題となっております。環境省では平成２４年度から国立環境研究所を通じまして、その対策、検討等を行っており、本市においても、国の取り組み状況を踏まえ、平成３０年度から見守り活動を含めたごみ収集の支援体制を構築し、その実施を行うものとして４月より開始いたしました。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　本年度の４月から始まったとお伺いして、本当にありがたいことで、感謝している支援策だと思います。ごみ収集に関しては、生ごみや可燃ごみ、不燃ごみ等の分別も含め、不調を抱えながらひとり暮らしをする多くの高齢者や、障がいを抱えるごみ出し困難者にとっては、大変ありがたい支援策だと思います。そこで、このふれあい収集のごみ出し支援を利用されている方は市内でどのくらい存在しているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　１１月末現在で７８世帯にサービスを行っている状況です。地区ごとの内訳としましては、飯塚地区５２件、穂波１２件、筑穂９件、庄内２件、頴田３件となっております。また、開始した時点での申請理由別の内訳につきましては、要介護状態が５２件、障がいが１７件、距離が遠い等のその他が１４件というふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　このふれあい収集を実施するに当たり、市民の方に周知する際、どのような手だてをとられたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ことし３月１５日に、「ふれあい収集を始めます」と題しましたチラシで隣組回覧を行い、５月１日の広報いいづか配布時に、「ふれあい収集受付中」と題しましたチラシを全戸配布いたしました。４月から各地区のケアマネージャー、ヘルパー、民生委員の会合で制度の説明、チラシの配布を行っております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　広報活動はきちんとされているようで安心いたしました。このふれあい収集を利用するときの手続等はどうなっているでしょうか。また、そのときの条件等があるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

まず、本人もしくは身内の方、ケアマネージャー等、ご連絡をいただいてから申請書の提出になります。次に、本人、家族、ケアマネージャー等との面談を行います。その次に、市の審査会での要否を判定を行いまして、決定通知の交付、収集開始というふうになります。

サービス対象としては、単身世帯で要介護１以上、または身体障がい者手帳をお持ちの方を原則としていますが、ごみを出す場所までの距離等も勘案し、総合的に判断してサービスの要否を決定している状況です。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　利用する際の手続として、申請書の提出、面談、要否判定、決定通知の交付の４段階を経て収集開始となるわけですが、そこで２つほどお願いしたいことがあります。１つ目は、申請書提出からふれあい収集開始までの期間を、できるだけ短期間で進めていただきたいということ、２点目が、このふれあい収集に決して不公平感のないように取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。そこで、実際に利用されている高齢者の反応といいますか、声はどういったものがあるかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　面談等を行いまして各世帯の状況をお聞きしますが、娘さんがごみ出しのためだけに週２回、福岡市から飯塚市の実家に帰られたり、片道２５０メートルの砂利道を手押し一輪車で出されたりといった事例がございました。各世帯でさまざまな不都合があることがわかり、柔軟に対応している状況です。要介護１以上の利用者が５２件、６３％と多く、歩行が困難や重いものが持てないことがサービス開始の理由の大半となっております。本人だけでなく、遠くにいる家族からのサービスが受けられてよかったという声が多く、職員もやりがいを感じている状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　職員のやりがいを感じているという状況、それを職員が言えるということが、ふれあい収集の大きな成果だと言えますよね。そこで、この制度を利用するには、現在、利用料なるものを取っているでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　このサービスにつきましては、利用料金は発生しません。無料で行っております。

○副議長（佐藤清和）

　勝田　靖議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　本当にありがたいことです。今後、飯塚市においても、他の自治体と同様、高齢者の割合が、加速化されることは間違いありません。そうなると介護支援１以上の高齢者の方もふえてくるのは当然だし、ごみ出し支援を要望される独居高齢者は爆発的に増加することだと思います。そういった今後の見通し等はどう考えですか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　今年度から、このサービスを開始しましてから半年が過ぎ徐々にふえているものの、約８０世帯の利用にとどまっております。今後、急激に増加した場合には、職員配置や車の対応が必要になってくるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　それと飯塚市が実施していますふれあい収集には、単なるごみ出し支援を求めている高齢者の役に立っているということだけではなく、ひとり住まいの高齢者の見守り的な役割を果たしていると思うわけです。さらに、人間年をとり、連れ合いを亡くされた高齢者にとっては、人恋しくて誰でもいいから話をしたいという気持ちが強くなり、声かけをされる方も多いのではないかと思います。しっかり話を聞いてくださいと言いませんが、そういったときの対応はどうされているでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ふれあい収集は、ごみが出ているかで安否確認もできます。声かけも希望される方が多く、質問議員が言われる、話をするという側面が大きくなっているというふうに感じております。実際に、収集を楽しみにされてある方もいらっしゃるようです。ふれあいと呼んでいる意味もそこにあると考えますし、ごみ収集世帯が複数あり、じっくりとまでいきませんが、できるだけ話ができるような対応を行っていきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　ごくわずかな時間で構いませんので、話の相手をぜひしてあげてください。よろしくお願いいたします。飯塚市が実施しているごみ出し支援対策の一つである、ふれあい収集には要介護、支援を要する高齢者や障がいを抱えている高齢者にとっては欠かせない支援の一つであると私は思います。また、この支援制度については、東京都や政令都市である横浜市や北九州市等人員や予算に比較的余裕のある大規模自治体等では実施されており、高齢化率の最も高い地方等においては実施されていない現状があります。したがって、今後将来にわたって対象者が増加する可能性は大となる、この飯塚市においても、今後、今の制度をさらに充実し、市民に優しいごみ出し困難世帯を支援するための予算を、市長、しっかり拡充していただき、これを継続して取り組んでいただくことを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午前１１時３２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。２１番　田中博文議員に発言を許します。２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。さきの９月議会において、浸水対策について同僚議員から多くの一般質問があっておりました。今回、私のほうからは、その後の状況について質問させていただきます。

まずは、幸袋、二瀬、頴田地区の「浸水対策について」お聞きします。この３地区の詳細な浸水原因について国・県・市で協議しながら、調査、検討しなければならないと答弁されていますが、その結果はどうなりましたか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　幸袋、二瀬、頴田地区の詳細な浸水原因についてでございますけれども、９月議会では、２４時間雨量が観測史上最大となり、それに伴い、遠賀川の水位も過去最高を記録する記録的な豪雨であったことを説明させていただいております。その後、河川管理者である福岡県を中心に、遠賀川河川事務所と飯塚市が連携しながら、平成３０年７月豪雨の降雨解析、被災流量及び河川水位等の解析を行っております。幸袋地区、庄司川につきましては、実績降雨量と庄司川排水機場の能力を考慮し、再現した浸水範囲や浸水深さは、降雨痕跡調査結果とほぼ合致する結果が得られております。施設能力を超える内水発生によるものといえます。二瀬地区、建花寺川につきましては、遠賀川本川が過去最高を記録し、それに伴い、建花寺川の水位が上昇したことから、堤防高が低い国道２０１号の新二瀬橋の上下流で越水が生じたことが、解析結果からも確認できております。次に、頴田地区、庄内川につきましては、遠賀川本川が過去最高を記録し、それに伴い、庄内川の水位が上昇したことから、河川堤防の高さが低い箇所から越水が生じたことが、実績降雨量をもとにした被災流量及び庄内川の水位解析からも確認をされております。このようなことから、浸水原因につきましては、７月豪雨の２４時間雨量は約１００年確率規模に当たる異常な降雨であったことから、これまでにない大きな被害につながったというふうに考えられます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは地区ごとについてお尋ねいたします。幸袋地区では、庄司川排水機場の機械トラブルにより停止したようですが、その後の対策はどうなりましたか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　庄司川排水機場の機械トラブルにつきましては、温度調節弁の故障によるオーバーヒートが原因で、停止した当日は応急処置で復旧し、その後、部品交換による対応を行っております。今後の対策につきましては、９月議会でもご答弁申し上げましたが、排水機場の管理者でございます国と連携を図り、同様の機械トラブルが生じないよう、しっかりと保守点検を行ってまいります。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　被害を受けた幸袋地区の住民の方から、いろいろ要望が上がっているようですが、その後、県や国とどのような協議を行い、今後の対策をどう行うのか、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　幸袋地区からの要望を受けた後の対応につきましては、当該地区で、大きな浸水被害が生じたことから、関係機関の緊密な連携のもとで実効性のある浸水対策について協議をすることを目的として、国・県・関係市町で構成する平成３０年７月豪雨浸水対策連絡協議会を平成３０年８月３１日に設置をしております。この浸水対策連絡協議会では、８月３１日、９月２６日、１０月２９日、１２月５日の４回の協議を行い、これまでに７月豪雨による洪水痕跡調査、出水概要、降雨評価及び浸水状況の再現等について協議が行われております。今後、具体的な浸水対策案の検討協議を行っていく予定でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは、今後、地元への説明についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　幸袋地区につきましては、浸水被害を受けられた７自治会の自治会長により構成される庄司川河川改修促進協議会が、平成３０年１０月２２日に設置されております。今後の地元説明につきましては、ある程度の方向性が出ましたら協議会に対して説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　続いて二瀬地区についてお尋ねいたします。同様に二瀬地区の住民からも要望が上がっているようですが、その後、県とどのような協議を行い、今後の対策をどう行うか、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　二瀬地区からは、西川津、東横田の浸水対策に関する要望をいただいております。その後の対策につきましては、建花寺川の河川管理者である福岡県により、７月豪雨の降雨及び洪水の解析が行われ、今回、越水した箇所についてパラペット設置が既に予定をされております。計画的に工事が進められる予定となっております。また、建花寺川の改修計画を勘案し、内水排除としてポンプゲートの設置について、県と協議をしながら検討を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　続いて、頴田地区についてお尋ねいたします。同じく頴田地区の住民からも要望が上がっているようですが、その後、国や県とどのような協議を行い、今後の対策を行うのか、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　頴田地区からの要望を受けた後の対応につきましては、当該地区で大きな浸水被害が生じましたことから、関係機関の緊密な連携のもとで実効性ある浸水対策について協議することを目的として、国・県・関係市町で構成する平成３０年７月豪雨浸水対策連絡協議会を、平成３０年８月３１日に設置をしております。浸水対策連絡協議会では、８月３１日、９月２６日、１０月２９日、１２月５日の４回の協議を行い、これまでに７月豪雨による洪水痕跡調査、出水概要、降雨評価及び河川水位の再現等について協議が行われております。現在、床上浸水の回避を視野に検討が進められており、今後、具体的な浸水対策案の検討、協議を予定しております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　今後、地元への説明についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　頴田地区では、浸水被害を受けられた５自治会の自治会長により構成される庄内川河川改修促進期成会が平成３０年９月１４日に設置されております。今後の地元説明につきましては、ある程度の方向性が出ましたら、期成会に対して説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

被害を受けられた地元住民の方々にとっては、今後の対策はどうなるか大変心配されている状況でございます。いろんな状況がわかり次第、せめて床上浸水はなくなるように、早期に対応していただきますよう強く要望いたします。

続いて、遠賀川の河川改修についてお尋ねします。遠賀川下流の中間堰の改築工事については、平成３１年３月末での完了予定とのことでしたが、中間堰上流部の河道掘削等の進捗状況はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　遠賀川河川事務所に確認いたしましたところ、中間堰につきましては、昨年度末で新堰の改築工事が完了し、今年度は旧堰の撤去及び一部上流側の河道掘削を行っているとのことです。旧堰の撤去は今年度末に完了し、上流部の河道掘削については、直方市街地までを予定されており、完了までは、予算の状況にもよりますが、数年を要する見込みと聞いております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　中間堰及び上流部の河道掘削により、どのような改善が見込まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰及び直方市街地までの河道掘削が完了いたしますと、河川内の障害物がなくなることで、水位の上昇は緩やかになり、降雨後の水位の低下が速やかに行われるため、内水被害の軽減に寄与するものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　次に安定的な内水排除の方策についてお尋ねいたします。９月議会の一般質問で、建花寺川では、市が仮設のエンジンポンプによる排水で対応しており、安定的な排水を行うことが望ましいという答弁があり、水門に取りつけが可能なポンプゲートの設置について、その後、どのような調査を行い、設置に向けた検討状況になっているか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　建花寺川では降雨時の河川水位の上昇に伴って本川から逆流しないように、水路の水門を閉めるため、内水が滞留することとなります。そのため現状では、市が仮設のエンジンポンプによる排水を行っておりますが、人的な操作に頼らざるを得ないため、安定的な排水を行うことが望ましいと答弁させていただきました。先ほど、建花寺川の対応でも答弁いたしましたが、建花寺川の改修計画を勘案し、内水排除としてポンプゲートの設置について、県と協議をしながら検討を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

引き続き、県と協議をして検討を進めていただきたいと思っております。

次に、止水板の補助金制度についてお尋ねいたします。これも９月議会で、他市の事例等を調査するという答弁がありました。他市の状況はどうでしたか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　調査を行いましたところ、近隣の市町村では補助金を出しているところはございませんでしたので、先進地の事例といたしまして、兵庫県西宮市、大阪府吹田市、福井県福井市等１０市を調査いたしました。止水板設置への補助の内容といたしましては、止水板の購入や設置にかかる費用の２分の１や３分の２、上限額としましては、３０万円や５０万円として補助を行っている自治体が主でございました。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　では、その先進地の事例で補助対象の条件等はどのような内容だったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　各自治体の補助対象者の条件といたしましては、過去に浸水被害に遭われて、その被害状況を市が把握している方や、浸水のおそれがある地域の方といった条件や、浸水地域を補助対象区域と設定している自治体、また、特に条件をつけない自治体等、さまざまでございました。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　各自治体で補助対象者条件に差があることがわかりましたが、先進地の事例に対し、本市ではどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　建物内への浸水被害の軽減を図るためにも、この止水板の設置は自助の取り組みの一つとして考えられます。９月議会でこの件に関する質問を受けた後、本市でも市民の方が工夫をされて、止水板と同様の設置をされている状況につきまして、技術部署のほうで確認を行っております。本市におきましては、どのような区域でどのような設置方法が技術的に有効であるのか等、もう少し調査研究する必要があると考えておりますことから、先進地からさらなる情報を得る等して検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

止水板の設置が有効であるとお考えならば、ぜひとも本市での止水板補助金制度の導入をお願いしたいと思います。

続いて、貯留施設の維持管理についてお尋ねいたします。まず、学校等の公共施設を利用したオンサイト方式で整備した貯留施設はどこにありますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　公共施設を利用したオンサイト方式で整備いたしました貯留施設としましては、学校施設では、平成２４年度から平成２７年度の４年間で、市内小中学校の一部のグラウンドを利用して、降った雨をグラウンドに貯留し、雨水の流出を抑制するオンサイト施設を整備し、小中一貫校では、全てのグラウンドにその機能を持たせております。具体的に申しますと、鯰田小学校、菰田小学校、飯塚小学校、伊岐須小学校、庄内小学校、飯塚東小学校、片島小学校、若菜小学校、飯塚第二中学校、小中一貫校の４校、計１３施設となっております。また、学校以外の施設では平恒の穂波総合運動場と西徳前の片峰公園、鯰田の市民公園運動広場駐車場、その他に小規模でございますが、６カ所の公園がございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは、各学校のグラウンドでは、今回の水害で調整機能を果たしていたかどうか確認されましたか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　後日、各学校に大雨の際のグラウンドの貯水状況について確認いたしましたところ、実際に確認していない学校もございましたが、ほとんどの学校では、雨水はたまっていたとの回答があっております。また、降雨終了後の排水の状況については、グラウンドの水が引かないといった連絡はあっておりませんので、こちらについても、機能は十分に果たしていたものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　学校以外の施設はどうでしたか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　大雨の際には穂波総合運動公園等整備いたしました貯留施設が十分に機能しているのか、土木建設課の職員が巡回をしております。今回の７月豪雨においても、雨水の貯留を確認しており、調整機能を発揮しておりました。また、降雨終了後の排水の状況については、グラウンドの水が引かないといった連絡はあっておりませんので、機能は十分に果たしていたものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

公共施設のオンサイト施設の維持管理については、どのような管理が必要とされておりますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学校施設におけますオンサイトの管理といたしましては、非常時に雨水を放出する放流孔が閉鎖した状態にしておきまして、通常であれば、降雨後から２時間程度で常時排水孔から排水が完了し、グラウンドに雨水がたまらないような設計となっております。その他の常時排水孔にごみ等が詰まっていないかを日常的に点検、清掃を行う必要がございます。日常の点検により、常時排水孔にごみや土砂が詰まり、雨水がたまっている場合は、放流孔を開けて排水した上で清掃を行います。清掃後は放流孔を再度閉鎖した状態に戻すことが最も重要なこととなります。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　学校以外の施設の管理としましては、基本的な管理方法は学校施設と同様の対応となります。排水孔に土砂やごみ等が詰まっていないかを日常的に点検をし、異常があれば清掃を行う必要がございます。日常的な管理につきましては、穂波総合運動場は飯塚市体育協会が、その他の公園内施設につきましては、都市計画課が行っております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　調整機能を維持するために、学校を初め各施設管理者による日常の点検、清掃を行い、維持管理することになっているようですが、適切な対応がなされていたかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　日常の点検、清掃等の維持管理につきましては、各学校で対応することとなっております。学校の教職員には異動があるため、その管理についても、他の業務と同様に引き継ぎが必要でございますが、確実な引き継ぎが行われずに十分な維持管理ができていない学校もございます。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　今回の７月豪雨を踏まえ、各施設の点検を実施し、放流孔が閉まっていることや、常時排水孔に詰まりがないかを確認をいたしました。点検の結果、放流施設下部には多少の土砂の堆積がございましたが、排水に影響するものではないことを確認しております。また、日常の管理につきましては、各施設管理者にお願いをしているところでございますが、施設引き渡しから数年が経過し、十分な引き継ぎがなされていない状況も見られております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　このオンサイト施設が十分に機能を発揮するためには、適切な管理が必要と考えます。特に学校現場では、教員の異動等があるため、引き継ぎを確実にすることが重要だと思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、教職員に人事異動があるため、施設の維持管理には十分な引き継ぎが大切だろうと考えております。今後の水害に備え、再確認また遺漏なく引き継ぐべき事項といたしましては、まず１点目として、ごみ等が常時排水孔付近にたまっていないか、日常管理をきちんと行い、降雨時また降雨終了後の貯水、放流に支障が出ないようにすることや、２点目といたしまして、出水期前の４月から５月ごろには関係課とオンサイト施工がされた各学校の状況を現地で確認し、機能に支障が出ないように努めることと捉えております。なお、今申しました内容や放流孔の操作等を含めたマニュアル的なものを作成し、該当校へ配布し、確実に事務を引き継ぐ体制を整備しておくことが必要であろうと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　学校以外の施設でも管理が十分に行き届いていない箇所があると思いますが、今後、貯留施設が十分に機能を発揮するためには、適切な管理が必要だと考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　公園内に設置された施設につきましては、都市計画課が公園の管理にあわせて、貯留施設の点検を行っておりますが、穂波総合運動場では、年度ごとに十分な引き継ぎが行われていない状況でございます。７月豪雨を踏まえ、各施設の点検を実施した際に、特に異常はありませんでしたが、今後、持続的に機能を維持していくためには、十分な引き継ぎによる管理が必要と考えております。今後の対応としましては、先ほど教育部長の答弁にもありましたように、都市建設部としましては、施設ごとに管理マニュアルを整備し、各施設管理者に周知徹底を図ってまいります。また、人事異動や担当者が変わる時期でもあり、出水期前の４月から５月ごろに現地での確認に立ち会うことで引き継ぎを確実にしてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

せっかく整備した施設でありますので、今後、しっかりとした対応をしていただきますよう要望いたします。

次に、小中学校の休校判断のあり方について、お尋ねいたします。９月議会においても同僚議員から質問がありました。改めて聞きます。自然災害時における小中学校の休校等の判断は誰が行うのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　台風等極めて危険であり、かつ市内全域に同程度の被害が及ぶと想定される災害につきましては、教育委員会が判断を行います。また豪雨等地域によって危険度や被害状況に差が生じるような場合は、学校が判断することといたしております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　学校が休校の判断をする際、具体的にどなたが判断されるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　管理職や主幹教諭、また安全担当職員等で協議いたしまして、最終判断は学校長が行います。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは、いつ、どのような形で協議は行われるのか、状況によっては、学校に集まることが難しい場合もあるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　気象庁等から発表される豪雨の情報があらかじめ得られていれば、関係職員が早朝に集まり協議をいたします。しかしながら、近年は突然の集中豪雨も考えられます。その際には、電話等で連絡を取り合い、判断することもございます。また、休校する、しないの判断の後には、児童生徒や保護者への対応が必要です。そのため、各学校では、教職員の連絡網を作成し、連絡を取り合いながら、協働して緊急の対応がとれるような体制を整えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　７月の豪雨の際には、教育委員会が急遽、休校を判断したこと、また判断した時間が遅かったことが混乱の要因と思いますが、休校を判断するときに朝何時までに判断すると、市全体で決めることはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　児童生徒や保護者に不安を与えないよう、また混乱を生じさせないよう、できる限り、早朝に判断するよう確認をいたしておりますが、自然災害であるため、状況が急変することもございます。そのようなときには、児童生徒の安全を第一に考えたとき、急遽の判断をせざるを得ない場合も十分に想定されます。そのため休校等を判断する時間を一律に決めてしまうことは難しいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　そうなりますと、また７月の豪雨災害時のような混乱が起きるのではないかと心配しますけど、どうでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　７月の豪雨災害の際には、休校判断後に登校してきた児童生徒の安全を確認せず、激しい雨の中、そのまま帰宅させるような状況もございました。その教訓を活かしまして、やむを得ず登校時間中に休校の判断を行う際には、児童生徒の安全確保を第一に、自宅にいる児童生徒には登校させない。また、登校した児童生徒については、下校時の安全が確保できるまで学校に待機させる。このことを校長研修会において、改めて確認をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　学校現場のほうでは、ここ数年で先生方の世代交代も大きく進んでいくと聞いております。人事異動等があっても確認されたことがしっかり引き継がれるよう、各学校が災害時の対応をマニュアル化しておくことが必要と思うのですが、どうでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　各学校におきましては、災害等に備え危機管理マニュアルを作成しておりますが、児童生徒が学校にいる場合を想定したものでもあり、ご指摘のとおり、７月の豪雨のように、登校時の対応についてはマニュアル化されていない現状がございます。また、水害対応は地域性が大きく、各学校によって差異が生じることから、今回の豪雨時に早期に休校判断した学校の取り組み等を全学校で共有しながら、地域の特性を踏まえたマニュアル化に取り組む必要があると考えます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　今答弁がありましたマニュアル化の話の中に、そのマニュアルに休校判断のときには、校区で連携するといったことを盛り込んでいただきたいと思います。なぜならば、小学校と中学校の両方に子どもさんがおられるご家庭は、小学校と中学校の判断が異なると、保護者も子どもさんも、戸惑うことになります。いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、マニュアルには校区で連携することは取り入れておく必要があると考えます。しかし、小学校は高台にあり、一方、中学校は低位置にある場合には、複数の小学校がある中学校区では必ずしも同じ判断とならない場合もありますが、校区として判断していくことも必要であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　校区で判断が異なることもあると思いますので、事前にきちんと保護者の方にも、伝えておく必要があると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　質問議員がおっしゃいますとおり、校区の中で小中学校が同じ判断をするのか否か、また異なる場合は、なぜそのような判断なのかを保護者の方に理解していただくことが重要だと思いますので、保護者の方にきちんと伝えていくようにしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　今後、各学校で対応マニュアルを作成していただきまして、緊急時にも混乱がないようにお願いしたいと思います。それと今回の水害に対しまして、ある小学校校区では地域の方と前日に集まって協議され、当日、学校の周辺を地域の方が早めに巡回して、学校の判断に大きく、よい報告ができたという形で安全が守れたと、そういった話もお伺いしていますので、もしそういう事例があるのであれば、ほかの校区にもお示しいただいて、子どもたちの安全を守っていただきたいと思います。これについて、質問を終わります。

　続きまして、「マイナンバーカードの利活用について」お尋ねいたします。まず、マイナンバーカードの交付率についてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　総務省が平成３０年７月１日現在の全人口に対する交付枚数率を発表しておりまして、その数字といたしましては、１１．５％でございました。また、平成３０年１１月１日現在の福岡県内の人口に対する交付率といたしましては、１０．５％となっております。本市のマイナンバーカードの発行状況でございますが、これは平成３０年１１月１日現在で１万７７６２枚で、人口に対する交付率といたしましては、１３．７％となっております。これにつきましては、県内では岡垣町の１６．４％、次いで糸島市の１５．１％、大牟田市の１４．５％、新宮町の１３．９％、宗像市の１３．８％に次ぎ、県内６番目の交付率となっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　県内６番目ということですが、決算委員会のときは、たしか５番目だったと記憶しておりますが、１つ順位を下げて残念でございますが、本市では１３．７％で県内では高いとのことですが、カードの普及に向けてどのような取り組みを行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これまで国のほうでも、マイナポータルのスタートや、各種メディアを利用した広報、パソコンやスマートフォンからのオンライン申請等、さまざまな普及策がとられております。本市におきましても、市報や市のホームページへの掲載を通して、広く市民にＰＲするとともに、平成３０年５月より本庁１階エントランスモニターにおきまして、マイナンバーカードの政府広報の放映を始めました。また、１０月より市民課の窓口委託業者の協力を得まして、作成いたしましたマイナンバーカードを使ったコンビニ交付のＰＲ動画を市民課窓口専用プロジェクター及びユーチューブで放映する等、マイナンバーカードの交付率向上に向けた情報発信に努めております。また本市では、マイナンバーカードを利用したコンビニでの住民票等証明書発行サービスも実施しておりまして、転入、転居の手続に来庁された方一人一人にチラシを配付いたしまして、マイナンバーカードの説明を含め、コンビニ交付の説明を行う等、マイナンバーカードの申請について丁寧な説明に努めているところでございます。さらに、マイナンバーカードの申請時に必要となる写真の無料撮影を初め、マイナンバーカードの受け取り窓口を月１回ほど、日曜日に開設をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　本市ではコンビニでの住民票等証明書発行サービスを実施しているとのことですが、マイナンバーカードを利用して行政の効率化、スリム化に資するため、市町村が独自でサービスを行うことができるようになっていますが、ほかに事例についてありましたらお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　マイナンバーカードの独自サービスにつきましては、市民の利便性の向上につながりますので検討していきたいというふうには考えておりますが、現時点では、先ほど申しましたコンビニでの住民票等証明書の発行サービスのみとなっております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　証明書のコンビニ交付だけということですが、新潟県の三条市では、マイナンバーカードの普及を狙って独自サービスを行っていると聞いておりますが、わかる範囲で結構ですので、ご紹介をいただけたらと思います。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

三条市の独自サービスにつきましては、ネット等で調べましたところ、主に６つの独自サービスがございます。独自サービスの１つには、本市が取り組んでおります証明書のコンビニ交付も含まれますので、残り５つの独自利用をご紹介させていただきます。１つ目は、総合窓口支援でございます。マイナンバーカードの読み取りにより、氏名、住所、性別、生年月日の基本４情報を記載した申請書を発行することで迅速な窓口対応を実現できるものでございます。２つ目は、選挙の投票入場受け付けでございます。期日前投票時や当日投票時の際に、選挙システムのカードリーダーでマイナンバーカードを読み取ることで、宣誓書の記載の省略等、住民の待ち時間の短縮、職員の作業負担の軽減がされるものでございます。３つ目といたしましては、避難所の入退所受け付けでございます。避難所名簿の作成において、被災者支援システムと連動することで、マイナンバーカードを持っている方は瞬時に受け付けが可能となります。４つ目といたしましては、図書の貸し出し、受け付け。５つ目といたしましては、職員の出退勤管理等がございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　今、事例をご紹介していただきましたが、本市で独自のサービスの拡大が、この三条市を参考にしてどれが考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　本市では、ＩＣＴの特性を生かして、市民の利便性の向上や地域経済の振興等を図るために、本年３月に飯塚市地域情報化計画を策定いたしております。このマイナンバーカードにつきましては、活用方法の研究を個別の施策として推進することとしておりまして、三条市の事例から考えますと、市民の皆様の利便性向上に直接つながると思われる総合窓口支援や、選挙の投票入場受け付けへのサービス等が考えられると思っております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　３月に作成された飯塚市地域情報化計画の中で、マイナンバー制度に関する取り組みとして、平成２８年度から国、地方公共団体の調達情報の供用を開始するとともに、マイナンバーカードを用いた国、地方公共団体における調達手続の簡素化や各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進め、民間事業者等における業務コストの低減や情報連携による事業活性化に効果的な取り組みを推進すると書かれています。マイナンバー制度が始まったのが、平成２８年、２０１６年１月、これも決算委員会の答弁にありましたが、平成３２年、２０２０年２月以降、カードの有効期限が到来する方が出てくるわけです。このままでは、カードをつくったものの何も活用しなかったという方も出られるのではないでしょうか。三条市の総合窓口支援では、約３００種類の申請書の記載事項が簡略化されているそうです。確かに住基カードの時点で利活用を始めていたということであり、マイナンバーカードでの独自サービス開始に当たっても、システム関連経費は安価で済んでいるようですが、本市において窓口での申請の記載は必ず必要なものでございます。高齢者にとっては、住所、氏名を書かなくていいだけでも大変ありがたいことだと思いますが、ぜひスピード感を持って対応していただきたいと思いますが、それらのサービスに向けて、どのような課題があるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　本市のマイナンバーカードの交付率は全国平均を上回ってはおりますけれども、先ほど申しましたとおり１３．７％でございまして、決して高いとは言えない状況でございます。仮に、総合窓口支援等の独自サービスを導入する場合、初期費用や維持管理費用もかかりますことから、現状の交付率では十分な導入効果が得られないという課題もございます。今後は、マイナンバーカードの普及率を向上させる取り組みと、利便性向上に向けたマイナンバーカードの活用方法の調査研究を並行して進めていくことが重要となりますことから、今年度内に調査研究を行う専門部会を立ち上げていく考えでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　交付率が低いということが課題ということですが、独自サービスを拡大することで交付率も上がるし、市民の利便性も向上すると思います。さらには市職員の事務処理も軽減できると思うのですが、今後、積極的に進める考えはないのですか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　議員ご指摘のとおり、市民の利便性を向上させる独自サービスの取り組みが進めば、交付率も上昇し、効果的、効率的な運用につながることが考えられますので、今後は、先ほども申しました専門部会におきまして、特に市民の利便性の向上や職員の事務の効率化が期待できます総合窓口支援につきまして、関係各課と早急に協議をしてまいりたいというふうに考えております。またあわせまして、マイナンバーカードの普及啓発にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　マイナンバーカードは健康保険証のかわりとして利用できるようにするための整備も進んでいると聞いております。先ほど、部長より市民の皆様の利便性の向上や職員の事務の効率化が期待できる総合窓口支援について、関係各課と早急に協議してまいりたいと考えておりますとの答弁もありました。マイナンバーの利活用次第では、パターン化された申請書記載業務等をデータ化し、その処理業務までもコンピュータに任せられないでしょうか。三条市では、住基カード、マイナンバーカードを活用し、分散化した窓口業務を総合窓口化しています。総合窓口化を見越すとなると、単純なシステム改修では済まないと思いますが、窓口業務全体の業務フローを見直すことも必要でしょうし、どの業務を人がやって、どの業務をコンピュータ化させるか、一つ一つの業務の棚卸しや、それと並行してシステム構築もしなければならないと思います。一時的には、職員配置や各課業務の連携システム開発の費用も必要でしょうし、これから専門部会を立ち上げて調査研究するということですので、ぜひ三条市を参考にして、独自利活用について、スピード感をもって取り組み、マイナンバーカードの有効期限が来た方にスムーズに更新していただけるよう、方策を検討していただきたいと強く要望して、質問を終わります。

　次に、「照明灯（防犯灯・街路灯）について」質問します。本市において、平成２５年度から市内の防犯灯を、蛍光灯からＬＥＤ灯へ変更する、市内ＬＥＤ防犯灯設置事業が開始されました。まず、その事業について簡潔に教えてください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市内ＬＥＤ防犯灯設置事業につきましては、平成２５年度に自治会及び市民の防犯意識の高揚、消費電力の削減、維持管理費の皆減による自治会等の財政負担の軽減を図りながら、安全安心なまちづくりを推進するという目的で、市や自治会が設置している蛍光灯をＬＥＤ灯へ変更する事業でございます。この事業は、平成２５年度に事業者を決定いたしまして、維持管理を含めて、ＬＥＤ灯に交換した灯具を２０２３年度末までの１０年間のリース契約となっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文委員。

○２１番（田中博文）

　事業開始５年が経過いたしましたが、現在まで市内にはどれくらいのＬＥＤ防犯灯が設置されたのでしょうか。また、維持管理等の内容はどうなっているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

市内ＬＥＤ防犯灯設置事業は、平成２５年度に約１万１８００灯を設置いたしまして、平成２９年度末現在では、市内には約１万２２００灯のＬＥＤが施設されております。このうち飯塚市管理分が２６００灯、自治会加入分が約９６００灯となっております。維持管理につきましては、電気料金については、それぞれで負担をいたしておりますし、故障等があった場合につきましては、リース事業者で交換等の対応をしてもらっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

ＬＥＤ灯に変更することで、どのような効果があるかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

従来の蛍光灯からＬＥＤ灯へ交換したことによりまして、まずはランニングコストであります電気料金が約半額となっております。寿命につきましても、蛍光灯の寿命が６００時間から１万２千時間であるのに対しまして、ＬＥＤ灯は４万時間から５万時間となっておりまして、耐用年数が長いという利点がございます。さらに、消費電力が削減されることによります温室効果ガスの排出量も年間約４６０トン削減されるという計算となりまして、地球温暖化防止にも貢献されるところでございます。また、事務管理を含めたリース事業委託としてありますので、新規に設置する場合や、不点灯等故障の対応については、場所の確認や事業者への連絡でよく、維持管理事務が軽減されております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　ＬＥＤ灯の寿命は１０年間と聞いておりますが、実際にこの５年間で修理や不点灯等の連絡がありましたか。またその個数や対応も教えてください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これまでに設置いたしましたＬＥＤ灯の修理や不点灯は１９７灯ございました。その内訳としましては、自動点滅器の故障が１３０灯、灯具の不良が６７灯という報告が上がっております。また、故障時等の対応につきましては、灯具がリース物件になりますので、リース事業者もしくはＬＥＤ灯自体の不具合によりますれば、メーカー保証での交換等の対応になっております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　新規にＬＥＤ灯を設置希望する場合、自治会の負担等はあるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　現在は、自治会が新規に設置をするときは、飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業分担金条例に基づきまして、九電柱やＮＴＴ柱に設置する場合につきましては１万５千円を、九電柱等がない場合は、ポール等を自治会の負担にて設置していただきますので、その分を考慮いたしまして、５千円を設置した翌年度に負担をしてもらっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　先ほどリース期間は２０２３年度末と言われましたが、リースが終了した後についてはどのようになるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　本事業の賃貸借契約では、本事業により導入したＬＥＤ照明については、リース期間終了後、発注者に所有権を無償譲渡するとなっております。リース終了後は一旦、市が無償譲渡ということで受ける形になると考えますが、この事業が開始されるときの防犯灯の所有者は、各自治会分と飯塚市分となっておりましたので、電気料金の支払い者に対しお返しすることになると考えております。ただ、その対応につきましては、まだ検討を行っているところでございますので、リースが終了する前までには方向性を決めて、各自治会と協議を行っていくつもりでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　では、リースが終了した後に、自治会等が新規に設置希望した場合、ＬＥＤ灯の１灯当たりの費用、また故障や耐用年数超過により交換等が発生した場合は、どなたが負担するのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　ＬＥＤ灯につきましては、毎年、物価等の変動もございますけれども、１灯当たり灯具代及び工事費等で、現在のところでは約１万８千円程度でございます。また、リース終了後の対応といたしましては、そのＬＥＤ灯の所有者の負担になると考えておりますが、現在のリース契約後の対応につきましては、先ほど申しましたとおり繰り返しの答弁となりますけれども、現在検討中でございますので、その方向性が決まり次第、各自治会等への周知を行ってまいります。また、故障等によりまして交換が発生したときの費用につきましては、申請手数料が不要になりますので、新規設置よりも数千円程度は安価になるのでは思っております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　リース終了後はまだ検討中ということでございますけれども、仮に自治会のほうに移管された場合、耐用年数も考えればかなり故障等もふえてくると思いますけれども、そのようなところはどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　まず、ＬＥＤ灯につきましては、１０年間のリース期間としておりますけれども、先ほどの耐用時間からしますと、１３年から１４年は耐用できるというふうにも聞いておりますので、リースが切れます２０２３年度末で一斉に不点灯ということになることはないと考えております。ただ、ＬＥＤ灯の耐用年数後の対応につきましては、自治会とも今後とも協議を行っていくように考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

各自治会も、仮に移管するとなれば準備が必要であるかと思いますので、方向性が決まり次第、早めに協議をしていただきまして、自治会のほうにお話をしていただくようにお願いします。

続いて街路灯、道路灯についてお尋ねいたします。それぞれ街路灯、道路灯について、ＬＥＤの設置状況はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　土木管理課及び各支所経済建設課所管の道路照明灯につきましては、現在３８５基ございます。そのうち、４１基がＬＥＤ照明灯となっており、ＬＥＤ照明灯の導入率は約１０％でございます。また、都市計画課所管の街路灯につきましては１７基、そのうちＬＥＤ照明は１０基であり、導入率は約５８％でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　先ほど防犯灯のところで、ＬＥＤ化することによっていろんな効果が出ることはお聞きしましたので、仮に全ての道路照明灯、街路灯をＬＥＤに変えた場合の費用はどうなるか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　水銀灯やナトリウムランプといった既存の照明設備は、ＬＥＤ照明灯の灯具としての機能やＬＥＤ用の安定機器も有していないため、支柱ごとの交換になるものが大部分を占めております。支柱ごとの交換には１基約７０万円程度の費用がかかります。道路照明灯及び街路灯で、既にＬＥＤ照明灯になっているものを除いた３５１基をＬＥＤ照明灯にした場合、約２億４５００万円の費用がかかると試算されます。ただし、この費用には既存の道路照明灯の撤去費用は含んでおりませんので、ただいま申し上げました金額以上の費用を要すると考えられます。このように多額の費用を要することから、一度に全ての道路照明灯、街路灯をＬＥＤ化することが予算的に困難でありますので、先ほども申し上げましたが、照明灯の新設、修繕、交換の際には、順次ＬＥＤ化に対応しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは、仮に全ての道路照明灯、街路灯をＬＥＤ化した場合に、年間で電気料金は幾ら削減できるか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　市内の道路照明灯にかかる年間電気料金は、平成２９年度決算額で申し上げますと５６２万６千円となります。全てがＬＥＤ照明灯になった場合の電気料金を試算した結果、年間電気料金は約２２７万８千円となり、約３３４万８千円の減となると考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　年間で約３００万円が削減できるということで、かなりの経費削減が可能であるということですが、ＬＥＤ照明灯の新設費用や既存の道路照明灯の撤去費用に多額の予算が伴いますので、年次計画を立てて、効率的、効果的なＬＥＤ照明灯への移行に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく要望しておきます。

　続いて、「自治会等の現状について」質問させていただきます。まず現在、自治会加入率はどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　最新の自治会加入率、今年度の９月現在でございますけれども、５８．７％となっております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　最新の自治会加入率は５８．７％とのことですが、ここ近年の状況、また平成１９年の合併当初の加入率はわかりますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほど９月時点で答弁させていただきましたので、過去３年の加入率を述べさせていただきます。平成２６年９月時点での加入率が６３．２％でございましたが、平成２７年９月が６２．１％、平成２８年９月が６０．９％、平成２９年９月が５９．９％となっております。したがいまして、２６年の９月から比べますと４．５％減少しております。また、平成１９年１月の合併当初の加入率ということでございますが、その時点では７２．６％となっております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　合併当初の加入率が７２．６％で、平成３０年度は５８．７％となっております。比べますと、１３．９％の減少になります。平成２５年に自治会の現状や課題を把握することを目的に、市内の全自治会長に対して行ったアンケート調査結果に基づき、自治会と行政において、加入率向上に向けた取り組みを実施されてきたと思いますが、今日どのような取り組みを行っているか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　現在取り組んでおります取り組みについて、ご案内をさせていただきます。１つ目として啓発グッズの活用。まず自治会啓発用としまして、加入チラシ、のぼり旗、啓発グッズを作成しまして、各地区の交流センター等の施設に設置しております。２つ目としまして、転入、転居者への呼びかけ。転入、転居手続に本庁及び支所に来庁された方に対しまして、自治会加入パンフレットにより説明を行いまして、自治会加入を促しております。自治会長の訪問を承諾された方につきましては、情報を自治会長に提供いたしまして、自治会長が転入、転居者のお宅を訪れ、自治会加入についての説明を行い、その折に市のごみ袋のセットを進呈をいたしております。３つ目としまして、説明会の実施。新築マンションや新興住宅地において行われます会合に出席しまして、自治会との連携の上、自治会への加入をお願いしております。４つ目としまして、イベントＰＲ。市の事業や各地区まちづくり協議会等にて行われておりますイベント時に、自治会加入ブースを設置しまして、自治会加入促進パンフレットや啓発用品を配布して、加入についての周知に努めております。最後に５つ目、これは今年度からの取り組みでございますけれども、自治会連合会での取り組みとしまして、連合会におきまして自治会加入率の向上に向けた部会を設置しまして、加入率向上に向けた協議、検討を進めている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　このまま加入率が低下して、自治会活動が衰退した場合、どういう影響が出るのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化等、社会環境が大きく変化する中、市民は多種多様な価値感やニーズを持つようになってきております。本市におきましても、自治会加入率の減少が課題となる一方で、安全安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっておりますことから、自治会は地域コミュニティの推進を行うため、非常に重要な組織というふうに考えております。自治会加入率が低下していくというご質問でございますけれども、そのようなことから自治会としての機能が果たせなくなり、設置している、先ほどの話ではございませんが、防犯灯や自治会、自治公民館の維持管理に支障が出てきますし、防犯、防災、福祉、登下校時の子どもの見守り、環境活動等が衰退していくものと予想されます。そうすることによって、市にとっても行政運営を行っていく上で、さまざまな面において支障が出てくるというふうに想定をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　現在、私の地元の自治会でございますが、役員初め、隣組長さん、年に４回会議していますけれど、私が一番下、６０歳で一番下です。ほとんどが７０歳代、１０年後を考えると、このままもう自然消滅してもおかしくないような状態でございますが、自然消滅しないために、そうなる前に何か手だてはあるか考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほども、現在の事業を説明させていただきましたけれども、それ以外の手立てということになりますと、即効性のある効果的な手だてにつきましては、現在なかなか見出せていない状況でございます。自治会が消滅ということになりますと、こういうこと自体も想定はしておりませんけれども、万が一そのような事態が生じれば、周辺の自治会との再編を促していく必要性もあるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　それでは、自治会機能強化に向けた方策について、何か対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

繰り返しの答弁になりますけれども、特筆すべき取り組み、これにつきまして、他の自治体等についても研究をいたしましたけれども、現在のところ、本市の取り組みとに差異はございませんで、これといった手立てが打てていない状況でございます。各自治会の状況も異なり、少子高齢化に伴いまして、担い手の不足、役員の高齢化、加入率の低下等によりまして、今後は、組織運営が難しくなっている自治会がふえてくるというふうに思いますし、自治会組織が小さくなりますと、活動の縮小、なお一層の人材不足が生じてくるというふうに思っております。自治会活動を継続していくためには、一定の規模を確保する必要もございますので、先ほども述べましたけれども、今後は隣組の合併、もしくは自治会の合併も必要ではないかというふうに考えております。先ほども言いますように、方策としましてこれといった決定打はございません。今後も自治会加入促進向上に向けた取り組みを引き続き継続し、粘り強く地域コミュニティの重要性、自治会加入の必要性を啓発していくことが必要だというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２１番　田中博文議員。

○２１番（田中博文）

　今るる、部長よりご答弁いただきましたが、現状から言えば、打つ手がなかなか見当たらないというのが現状だと思います。当然今からも粘り強く、いろいろと活動、対策をしていくとのことですが、先ほど防犯灯のところでもお話ししましたけど、５年後には防犯灯の維持管理も自治会のほうに移管される可能性がございます。そうなりますと、自治会運営の費用の面、また当然、人的なものもございますので、先ほどありました周辺自治会との合併と、いろんなことがございますけれども、まずは担当部署のほうで全市的に全庁的に各自治会の現状調査をしていただきたいと思います。各自治会は環境も、そこの歴史も違いますので、まず調査をしていただきまして、そこにあった対策を十分していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午後　２時１２分　休憩

午後　２時２３分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。２６番　道祖　満議員に発言を許します。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今回、一般質問は、「幼児教育無償化に関連して」お尋ねしていきたいと思います。まず国が、２０１９年１０月から幼児教育の無償化に取り組む考えを示していますが、前回の一般質問の後、国の動きはどのようになってきておるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　来年１０月から実施されます幼児教育無償化の対象施設といたしましては、保育所、こども園、幼稚園及び幼稚園の一時預かり保育に加え、認可外保育施設、障がい児通所施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業等も対象となっております。現在、国のほうでは無償化に係る地方との費用負担割合や詳細の取り扱い等について、地方６団体と協議を行いながら、実施に向けた検討を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　無償化の前提として、就労で保育が必要とする保育認定を受けなければなりませんけれど、無償化は、認可保育所、幼稚園に加えて、認可外保育施設も対象として、３歳から５歳児のいる家庭には最大月３万７千円まで支援すると言われておりますが、そのようになる予定でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　質問議員が言われますとおり、認可外保育施設におきましても、３歳から５歳児を対象として、月額で最大３万７千円までの利用料が無償化される予定となっております。また、ゼロ歳児から２歳児につきましては、住民税非課税世帯の児童を対象として、月額４万２千円まで無償化される予定となっております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　来年１０月からの幼児教育無償化に対して、受け入れのための協議が各関係者、団体と行われていると思いますが、想定される受け入れ対象幼児数に対して、施設、保育士等の受け入れ体制はどのようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　私立幼稚園につきましては、平成３１年度の申し込み受け付けは終了しておりますが、まだ定員に余裕があり、随時受け付けを行う予定でございます。保育の受け皿の確保といたしましては、各私立保育所と協議しながら、整備について検討した上で、施設整備に伴う定員の増加、認可保育所の新設を検討しているところでございます。保育士につきましては、一部の園で保育士不足により受け入れができていないため、保育士確保に努めている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　保育所以外で保育士を必要とする児童福祉施設についてお尋ねいたしますけれど、児童福祉法には保育所、こども園以外に保育士が必要とされている福祉施設が定められておりますけれど、その福祉施設はどのようなものがありますか。また、保育所を除く保育士が必要とされている各福祉施設は、市内には公での運営、民間での運営のものは各施設何カ所ずつありますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　児童福祉法で定められている児童福祉施設の中で、保育所、こども園以外で保育士の配置を必要とする施設といたしましては、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設がございます。その中で、飯塚市内にあります施設は、障がい児入所施設が１施設、児童発達支援センターが３施設ございまして、いずれの施設も民間運営によるものでございます。

なお、児童指導員または保育士を必要とする障がい児通所支援事業における児童発達支援、放課後デイサービスに係る事業を運営している事業者は、市内に１５事業所ございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　その保育士が必要とされております福祉施設に幼児が通所している場合、幼保教育無償化の対象施設となるのですか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　就学前の障がい児の発達支援施設、いわゆる障がい児通園施設を利用する３歳から５歳児につきましては、無償化の対象となることとなっております。しかしながら、現在、国のほうで無償化の対象となる障がい児支援サービスの内容を含め、詳細につきまして検討を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　保育認定されております対象家庭の幼児が、今お尋ねいたしましたその福祉施設に通所している、通所する例があっておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　現在、保育所、こども園に入所している児童で、障がい児通所施設に通所している児童は、公私立保育所とも事例はございます。平成３０年１１月末現在、保育所、幼稚園及び障がい児通所支援施設を併用している児童は７０名おります。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今、７０名、現在利用されている方がいらっしゃるという答弁でありましたけれど、幼保教育の無償化となれば、現在の７０名より対象がふえてくるのではないかと、利用量がふえるのではないかと思いますけれど、その可能性はありますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今、質問議員ご指摘の件につきましては、この無償化がなされることによりふえる可能性は十分あるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　児童福祉法に定められている保育所以外の保育士が必要とされております各福祉施設は、飯塚市の児童の福祉の充実には必要な施設であると考えておりますけれど、その点についてはどのように思われておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今、質問議員ご指摘のとおり、児童福祉法で定められました各福祉施設は、当然のことながら、児童福祉の充実のために必要な施設であるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　保育所以外の児童福祉施設における保育士の確保の取り組みについてお尋ねしますけれど、先ほどからお尋ねしてきております、保育士が必要とされております福祉施設での保育士の確保の取り組みはどのようになされているのか、御存じですか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　各施設の保育士確保の取り組みにつきましては、大学、ハローワーク、人材バンクへの求人募集等により確保しているというふうにお聞きしております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今、お聞きしておりますということですけれど、では、この待機児童対策で保育士がなかなか集まらないという現実があるわけですけど、それぐらいのところの福祉施設で、容易に保育士は確保できているということでありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今、質問議員がおっしゃる、保育所、保育施設以外での確保につきまして、容易に確保できているのかということにつきましては、確保する算段につきましては確認いたしましたが、容易に確保できているというような確認はしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ということは、充足しているということでしたか、保育士は。幼児教育に必要な、幼児の福祉に必要な施設であるということでありましたけど、聞いておりますということですよね。確認していないということですけれど、では充足しているんですか。保育士は足りているということですか。不足しているということですか。そこは確認しましたか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　保育士が不足しているというところまでは、確認はいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　来年の１０月からは、幼保教育は無償化になって対象がふえると。当然、健常者以外の方々もやっぱりふえるだろうと。現実は、その目の前の保育所、認定こども園なりの、保育士の足らないことについては一所懸命取り組まれているけれど、ほかの施設、必要な福祉施設については、気配り目配りが行き届いていないということですか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今、現状といたしましては、私立保育所の保育士確保につきまして、保育士の確保を進めるための事業を進めているところでございます。その他の施設につきましての気配りといいますか、保育所みたいに特段な措置は講じていないのが現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　それはちょっと、全市民に対して、福祉の充実という意味、幼児に対する福祉の充実という観点から言えば、少し行政としての動きは悪いと言わざるを得ないのではないでしょうか。現実はどうなっているかということも把握していないということでしょう。今の答弁でいきますとね。

来年の１０月を目がけて、施設、無償化に向けて受け入れ体制を整える。整える際に、気づいていない部分、通常よりちょっとやっぱり気配りしなくてはいけない部分が気配りされていないならば、この際、気配りしていただきたい。そういうふうに思うわけです。それはできるでしょう。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　現状といたしましては、現在、保育士修学資金及び生活資金等につきまして、これは私立保育士の不足を解消するための、待機児童対策のためで事業をやっておりますが、今質問議員ご指摘のとおり、制度の適用に当たっては、いろいろやっぱり各施設で働く保育士の確保の状況等もきちっと実態を把握した上で進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　そうですね。平成２９年の１０月から施行された飯塚市保育士修学資金貸付金条例、それと飯塚市保育士生活資金貸付金条例、これについては、もうはっきり目的が決まっておるんですよね。市内の認可保育所及び認定こども園のうち私立のものというふうに決めておるんですね。私も、この条例を制定していただくときに、待機児童だけにしか目がいっていなかったんです。この制度を入れて、改めて児童福祉法を見たときに、障がいのある方々やら、幼児をお持ちの保護者の方々とか、施設で働く方々と話をして、児童福祉充実させてきておりますと言っていましたら、ただ、そこだけ保育士が充足しても、我々の職場、私の子どもには行き届いていない部分もあるんですよということを、逆に指摘されたんです。児童福祉法の目的から言えば、やはりここは条文を、条文というか条例の適用範囲を、この保育所、認定こども園以外の、公でやっていないという民間の事業所等が１５以上あるということですから、いろいろな施設を含めると１５以上ということですから、そこに働く、働こうとする、希望する保育士がいれば、その人たちに対しても適用を広げていただきますよう要望したいんですけど。そういう考え方にはなりませんか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　質問議員ご指摘の点でございます。市内の福祉施設に働いておられます保育士の状況、施設に対しまして保育士の確保の状況等も、実態把握を十分させていただきまして、ご指摘の点につきましても、今後の検討課題としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ぜひご検討をお願いいたします。来年の１０月からの無償化に合わせて、十分な検討をしていただきたいということを要望しておきます。

次の質問に入ってよいでしょうか。「印刷業務の指名競争入札に関する市の対応について」、お尋ねしてまいりたいと思います。ここに、本年の９月２１日、飯塚市議会議長　藤浦誠一　様宛てに「印刷業務の指名競争入札（見積）における参加資格の見直しに関する陳情書」というものが出されております。今回、それについてお尋ねしていきたいと思います。ここに陳情書がありますけれど、確認のため、その内容についてどうなっておるか、まずお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　まず、平成３０年６月７日付におきまして、市内の印刷業者の連名で、指名競争入札における参加資格の見直しに関する要望書が市長宛てに、これが提出をされております。その後、ただいま議員申されましたように、平成３０年９月２１日付で飯塚市議会議長宛てに、同じ趣旨、内容の陳情書が飯塚地区印刷会社の会より提出をされております。その内容でございますけれども、これまで印刷業界は、印刷機等の大型設備を設置し、その機械操作を行う技術者を配置する等の設備投資をして事業を行っている中におきまして、時代の流れとともに、インターネット等から手軽に印刷を発注することができ、かつ安価に作成することが可能となっています。このことによりまして、膨大な設備投資をせずとも、電話とインターネット環境を整えるだけで、印刷業者として仕事ができることとなり、これは印刷機等の設備を保有して会社を存続している業者の経営が厳しくなっていることから、市への要望といたしまして、指名登録の際に印刷設備の保有を業者指名の条件とし、確認のための立ち入り調査を行うこと。また、印刷の発注を行う際に、印刷物のデザインと印刷とに分けて発注すること。この２点についての要望がなされております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　要望書の中には、「印刷設備の保有を指名業者の条件に」との要望でありますけれど、飯塚市では、指名受け付けの際には確認を行っているのか、いないのか。また、他市の状況はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　本市では、指名受け付けの際に、ポスター、封筒、シール等といった品目ごとに、自社で製作できる印刷品目を確認はいたしておりますが、機械の保有ということの確認までには至っておりません。また、新規業者につきましては、事務所調査を行っているところでございます。

　次に、他市の状況でございますが、筑豊地区５市の状況になりますけれども、事務所調査の際に印刷機の確認を行っているところはなく、印刷機の確認については口頭で行っているところが２市でございました。また、確認を行っていないという市が３市でございました。

○議長（藤浦誠一）

２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

筑豊５市について調べましたということで、事務所調査の際に印刷機の確認を行っているところはないということでありました。印刷機の確認について、口頭で行っているところが２市あり、確認を行っていない市が３市ありました。飯塚市はどっちですか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　先ほど少し申しましたが、飯塚市では確認は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　現実的に、実際に設備もなく、安い値段の下請けに外注しているような事実があっておるのかどうか、事実確認はされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　外注を行っているかどうかということにつきましては、確認は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　要望では、印刷物のデザインと印刷と分けて発注するとの２点の要望が出ているわけですけれど、これは可能なんですか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　印刷物のデザインと印刷とに分けて発注することについては、できる限り分離発注で、できる部分については行っているところでございますが、全て行っているということではないというふうに理解しております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　まず、外注を行っているかどうかについては、確認していないということですよね。それと、今印刷物のデザインと印刷に分けて発注する必要もない。必ずしもそういう考え方に立っていないということですよね。単純に言えば、印刷機のあるところに印刷を出してくださいという要望ですよね。これについては、なぜその印刷機が、印刷屋さんというのは基本的には印刷機があると。刷ってくださいとお願いするわけですけれど、そこに印刷機がなくても構わないというようなことが起きているから、この要望書が出てきているのかもわかりませんけれど、そういう実態はなぜ起きるんですか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回、この要望の中にもあるように、印刷機の設備を有していない業者に発注することがいかがなものかという考えもある一方で、印刷において下請けを外に出してはいけないという、禁止しているという実態、状況もございません。最小の経費で最大の効果を上げることを目的として発注をいたしておりまして、市の仕様を満たし、納品されれば問題ないというふうな考え方もございます。このような、いろいろな考え方がございまして、今、本市のほうではここの部分がまだ十分整理がされていない状況でございますので、これについて整理していく必要があるというふうには考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ちょっと細かくお尋ねいたしますけれど、今１２月です。市には、要望が６月に出されておって、議会には９月に出されたと。９月議会の最中に出てきたわけですけれど、議会でこのように一般質問で取り上げるなり、委員会で取り上げるというようなことが、ちょっと機会を逸したわけです。タイミング的に。今回、こういうふうに質問させていただいておるわけですけれど、市に対しては６月に出ておると。約半年前に出ておるわけです。市は、この半年前に出たやつに対して、どのような見解をこれまでお持ちであったのか。要望が出されてそのまま机の上に置いておいたのか。何かこう、物事を考えて取り組んだのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　ただいまの質問ですけれども、６月に要望書をいただきまして、実際に業者の方ともお話はさせていただきました。今、総務部長の答弁の中にもありましたけれども、考え方がいろいろとあります。それで内部におきましても、今後どのようにしていくかということで検討は進めておりましたけれども、具体的にそれを業者様、業界のほうにフィードバックするといいますか、お答えするということに至っていなかったということでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　内部で検討中ということですよね。今の時点では検討中。業者には返事していないと。内部とは、どういう内部ですか。

○議長（藤浦誠一）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　失礼いたしました。契約課内部での検討でございます。

　○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今回、この質問をする際に、先ほど言いましたように、所管の委員会でするか、契約事項として一般質問をするか考えたんです。なぜならば、所管では、飯塚市中小企業振興基本条例が制定されていて、それに従って質問していこうかなと思ったんです。あなた方は経済部局ではないけれど、飯塚市中小企業振興基本条例のあるなし、内容について、確認していますか。

○議長（藤浦誠一）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　確認はさせていただいております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では、飯塚市中小企業振興基本条例の中で、中小企業についてはどのように言われておるのか。それとともに、この印刷業界はこの条例にある中小企業というものに該当しないのかどうか。

○議長（藤浦誠一）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　この中におきまして、市の責務といたしましては、「工事の発注並びに物品、及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。」という部分があります。それで印刷業界、飯塚市にあります、指名登録してあります業者というのは、中小企業であるというふうに捉えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　よく理解していただいているようでございます。それはそれで結構なんですけれど、理解しておるならば、もう少し業界と話し合いを進めてほしいと思うんです。なぜならば、中小企業振興基本条例の前文のところにありますように、中ほどに、「近年、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小等、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増している。」と、恐らくそうだと思うんです、印刷業界も。だから、安くて、大きな輪転機で、１発でさっと刷るような機械を持っているところに下請けに出せば、確かに１枚のコストは下がると思うんです。そういう時代ではあるというのは、予想はつきます。しかし、だからといって地元の中小企業を今のままでいいのかどうか。これはやっぱり業界といろいろと話していただきたい、これを機会に。どの部分であったら市は協力ができて、業界としては、ここに書いているように、どのような経営改善すれば大手に負けないような安くて印刷ができる体制をとれるのか。そこまでやはり話をしていかないと、あなたたちがさっき答弁した、最小のコストで最大の効果、それを求めるのはやっぱり行政ではありますけれど。しかし反面、中小企業がなくなったら雇用の場はなくなるし、定住人口は減っていくとかそういう相矛盾したものが出てくるわけです。であるならば、やはり中小企業振興基本条例ができておりますので、それに沿った形で、やっぱりこういう要望が出たときにはその業界と十分話し合いをして、前向きに取り組めるような体制を、これを例としてつくっていただきたいなということを要望して、いい方向に結果が出るようにお願いしておきます。以上で質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明１２月１２日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時５５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

２３番　　古　本　俊　克

２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美

　　契約課長　　東　　　剛　史